

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成24年度

部局名： 三瀨総合支所

指摘事項等			措置状況等
意見	事務 監査	任意団体の繰越金の適正化については、これまで、関係部局に対して監査指摘を行い、改善の取組を求めてきたところであるが、いまだ適正といえるまでの状況には至っていないものがあるので、収入・支出の両面からの検証を行い、早期に繰越額の適正化が図られるよう更に努力されたい。	団体に、繰越金の適正化に向けた改善の取組みを求めた結果、収入・支出の両面から検証が行われ、一部基金的活用を含め、繰越額の適正化が図られました。